

的財産権、とりわけその中核である

特許権に関する現在の問題点

2009年3月9日

現状における3つの問題を分析

日本アイアール知的財産活用研究所は、日本の企業・大学・研究機関の特許権に関する問題点として、以下の3分野に注目しています。

1、中国における模倣品の横行

【問題点：】

自社製品を中国で模倣されても、その模倣品が自社の保有する「中国特許」を侵害していると、訴えても解決が難しい。

【なぜか：】

模倣品の問題は、発展途上の過程において、どの国も辿ってきた道である。それは「知的財産権制度」の未整備と国民の知的財産への関心の低さである。このような状況の中で、知的財産権を守るには「特許権利書」である特許明細書の文書品質が重要となる。

つまり特許明細書に不備があれば、“我が社の中国特許を侵害していますよ”と訴えたところで聞き入れられる保証はない。中国特許明細書の不備と言っても、様々なケースがある。最も多いのが誤訳による解釈の違いから起こるトラブルである。特許明細書の記述が曖昧であれば、せっかく中国で特許権利を取得しても権利行使ができないことがある。

2. 米国における特許訴訟の横行

【問題点：】

米国企業が保有する米国特許を侵害しているとして訴えられた場合、“我が社は、この発明技術に関する米国特許を既に取得しており貴社の特許を侵害していません”と反証しても解決がなかなか難しい。

【なぜか：】

このケースでは、お互いの特許明細書を詳細に比較し、相違点を明確にして反証することになる。問題は「自社特許明細書」の記述が曖昧で、どちらとでも解釈できる文面が障害となるケースが多い。発明技術の説明は、論理的（ロジカル）に展開され、分かりやすく明快に書くことが求められている。読み手が誤解を生まない文章、矛盾がなく整合性が取れた文章、つまり特許明細書は発明技術の説明書であるから「論理的」に書かれていなければならない。曖昧であれば、お互いの特許明細書を比較する作業は困困難となる。

物づくりをしていない米国企業（パテント管理会社）からの訴訟は厄介である。彼らが特許明細書づくりに賭けるエネルギーは日本人の想像を超えている。米国人から見れば、非論理的主張が多い日本人は手強い相手ではない。日本企業が不利になる要因は様々であるが、中国特許と同じように誤訳による解釈の違いから起こる「証拠・証明力（説明力）」不足にある。IP(知財)戦争とは詰まるところ言語の戦いである。

3. 国内TLOの展開

【問題点：】

大学や公的研究機関の法人化に伴い、米国にならって、TLO（Technology Licensing Organization）「技術移転機構」の設立と展開が進められているが、技術移転、すなわち技術売買の実績は極めて乏しい。

【なぜか：】

基本的には自社で解決できない具体的な技術課題がない限り技術移転の話は出ない。

例え新規事業を考えたとしても自社へどのように取り込めば良いのかの判断も難しい。仮にライセンス導入を検討している「具体案件」があったとしても特許明細書が読み難くいことが弊害となる。なぜなら読み手の多くは「中小・ベンチャー企業」の経営幹部層ではなかろうか。彼等は特許明細書に読み慣れておらず読み解くだけで相当のエネルギーを必要とするはずだ。それでも最後は「よう、わからん」と云うことになりかねない。

◆ これら3分野共通の問題の原因

これ等3分野での共通する問題点は、日本語で記述された発明技術、すなわち特許明細書がわかりやすく記述されていないことである。特に海外出願においては大きな問題となる。

例えば中国には中国語で、米国には英語でと、翻訳という人間作業が介在するから更にリスクが増える。翻訳の結果、翻訳の元となる「日本特許出願明細書」が意図する内容（説明）からかけ離れた文章となることもありうる。

日本語と外国語が完全に対応している場合は誤訳の可能性は少ない。しかし、元となる日本語が曖昧である、外国語に複数の選択用語がある、新しい技術用語は技術用語辞書に未掲載である、翻訳者の翻訳技能に問題がある等々、誤訳問題が多発する状況にある。厄介なのは日本語特有の言い回しに対する適切な外国語がない場合は翻訳者に任せることになることだ。

出願人ができる解決策は、外国語〔英語〕に変換できる日本語で書くことである。技術の世界は正に文明である。「物、事、考え」を世界へ伝えるには文明言語、すなわち「グローバル言語」が共通言語となる。また「グローバル言語」であれば機械翻訳の支援も受けやすくなる。

誤訳の問題は、社内での知的基盤（インフラ）の構築を進めれば徐々に改善されていくと思う。例えば、下記のような「日本語⇄英語⇄中国語」の特許翻訳辞書を構築すれば特許明細書の品質は向上し関係者の語学教育にも使える。

下記に紹介する辞書は【複合助詞】【副詞】の例であるが、【特許頻出動詞】【典型的単語】など、いろいろと考えられる。更に特殊な表現や新専門技術用語などの翻訳情報を蓄積いくと精度の高い知的基盤（辞書もそのひとつ）づくりが実現する。

【複合助詞】【副詞】の例。

あらゆる場合において、	in any event	在所有场合
ある具体例では	in an exemplary embodiment	在某具体例中
ある実施の形態では、	in one embodiment	在某实施例中
ある場合、	in some cases	在有的场合
ある特定の実施例では、	in one particular embodiment	在某特定实施例中
ある用途では、	in some applications	在某种用途方面
ある例では、	in one example	在某例中
いくつかの実施の形態では、	in some embodiments	在若干实施例中
いくつかの場合において、	in some cases	在若干场合
いくつかの例では、	in some instances	在若干例中
いずれの実施例でも、	in either embodiment	在哪个实施例中都
いずれの場合でも、	in either case	在哪种场合都
いずれの方法でも、	either way	哪种方法都
いずれの例にもおいて、	in either instance	在哪个例中都
かかる実施形態では、	in such embodiments	在这种实施例中
かかる場合、	in such a case	这种情况
かくして、	thus	这样
こうした条件の下では、	under these conditions	在这种条件下
こうした状況では、	in such a situation	在这种状况下
こうすることによって	by doing so	由于这样
ここでの説明のために	for the purposes of this discussion	为了在此所作的说明

【資料提供：中国弁理士 王 礼華】

技術移転は、なぜ進まないか

中国と米国における問題だけでなく、国内TLO展開も「知的財産立国」を標榜する日本にとっては、極めて大きな問題点と言えよう。

1. 日本では技術移転はなぜ進まないか

【その原因：大学・研究機関側】

教授や研究員は、特許分野への関心が薄く、特許明細書の内容については、特許事務所にお任せ（丸投げ？）のケースが多くなる。そのため特許事務所が作成した特許明細書に関しては確認チェックが疎かになり易い。例えば特許明細書の中で曖昧でわかり難いと部分とか、なぜこんな風になるのかなか、と思つても「特許の世界ではこうなります」などと言われれば引き下がるしかない。

- *) 研究論文は研究成果の発表であり、当業者は、極めて限定された「当該技術分野」の研究者であり、それ相当の知見のある人たちである。つまり「科学・技術」の限られた特定の中でのみ、理解されれば良い。一方、特許明細書は研究開発の成果と事業が結びついている必要がある。しかも当業者は様々な分野の人たちである。
- *) 願わく大学や研究機関の特許明細書は「面白い読み物」にして欲しい。発明を他者に興味を持ってもらうには、その技術分野の発展の歴史から現状の課題までの「背景」が書かれてあれば「なるほど、この特許ならビジネスができそうだ」という気にさせる読み物になると思う。この部分の説明が省略されていると、読む人には、この発明技術がどのような環境の中で存在し、なぜその発明技術が生みだされ、その発明技術がどれだけ価値の有るものなのか、判断する材料が与えられていないことになる。ビジネスに関心のある人たちが読んで「わくわく」するような夢の描ける特許明細書を作って欲しい。

【その原因:特許事務所側】

1) 企業からの「特許出願依頼」は、従来技術の上積みの「改良・応用技術」が主であった。大学や研究機関の発明特許は基礎研究から生まれるケースが多い。それは、一般人には理解が難しいアイデアや最先端技術だと思う。これらのアイデアや未知の技術を理解して文書化することは大変な作業となる。

2) 特許の世界では、日本語の特性を生かした曖昧な文章で書くことに慣れている、あるいは「そうあるべき」と思っている人たちが大多数かもしれない。このことがロジカルに書くという方向になかなか転換できない原因の一つであろうか。

【その結果 : 】

明快ではない特許明細書が出願されてしまう。海外出願する場合は翻訳が困難である。それが世界で戦えない（通用しない）特許明細書の氾濫を招いている。

【売買に至らない : 】

特許庁の審査官は難しい言い回しがされていても解説してくれるようだ。要するに特許要件の審査であって特許の価値評価や事業性までは関知しない。非自明性（先行する技術は無い）、新規性（これまでに無い有用な新しさがある）、進歩性（従来技術より進歩している）さえ確認できれば特許は与えてくれる。

そこで第三者が特許の価値を判断しようとしても、分かりやすい特許明細書になっていないため、技術移転を受ける展開には中々つながらない。読んで理解ができない、価値を確認できない特許（商品）を買う人はいないと思う。

【この現状は認識されているか : 】

技術移転が中々進まない事実は関係者の間では認識されているが“なぜ進まないのか”の、問題分析がおこなわれたという話は寡聞にして聞かない。

2. (補足)米国ではなぜTLOはうまく展開されているのか、

以下にその理由の一部を箇条書きにする：

1) 風土：

大学や研究機関の先生や研究員といえども、自分の研究を売り込むことが当たり前（売りこまねば研究費用が稼げない）の風土が昔からある。また、自分の研究の価値を高める、あるいは認知してもらうためには誇張（尤もらしく）も大事である。物事の説明は、「なぜ、なぜ」の理解が得られやすい「ロジカル文書」で伝えるのが鉄則である。欧米人のエリートであれば、こんなスキルは、必須であり、その教育も受けている。彼等は自分の知的財産を評価、売り込むには、どうすべきかが分かっている。

2) 実績

TLOが強く提案され始めた1985年以来、既に20年の歴史がある。

3) 支援体制：

ライセンスを稼いで分け前に預かろうと、特許弁護士は大学や研究所等に入り込んで、熱心に特許明細書作成に取り組んでいるらしい。先生や研究員は自分の頭の中にある情報をアウトプットするだけで適切に拾い上げてくれるそう。疑問があればお互いが「ナゼ、ナゼ」の繰り返しで完成度を高めていく、こんな仕組みが出来ているらしい。1) とこの3) が組み合わされるから、「売れる特許明細書」、即ち「紙の商品」が出来上がってくる。

【その結果：】

この特許明細書を読めば、企業経営者、投資家も理解ができるので、売買の場が広がる。

3. 明快で正確に伝わる日本語文章への改善努力は、されているのか！

明確ではない国内の特許明細書の日本語文章を、何とか改善しようという取り組みは、（財）日本特許情報機構（J A P I O）でも始まっている。「明晰産業日本語」の研究だと聞いている。（発明くん 2009/03/09）